

第2次群馬県消費者基本計画

(2019年度～2023年度)

2019年3月

群 馬 県

はじめに



本県では、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とする「群馬県消費者基本計画」を2014年に策定し、消費者の安全・安心の確保や消費者被害の防止・救済など、様々な施策に取り組んでまいりました。

この計画期間内においても、高齢化や高度情報化、国際化の進展などにより、消費者を取り巻く環境は変化し、新たな課題も生じてきました。生命・身体に関わる製品事故や高齢者を狙った悪質商法など、消費者の安全を脅かす問題は後を絶たないほか、消費者にも地球温暖化や水質汚濁といった環境問題への配慮が一層求められるようになっていきます。また、2022年には成年年齢が引き下げられ、高校に在学する18歳の若者も悪質商法などの消費者トラブルに遭う危険性が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、群馬県では、「県民が安全で安心できる消費生活の実現」に向けた取組をさらに推進するため、「第2次群馬県消費者基本計画」を策定しました。この計画においては、基本方針を「消費者に消費生活情報を提供する」「消費者教育を推進する」「消費者トラブルを解消する」「事業者の活動を適正化する」「県民とともに消費生活を考える」の5つとし、それぞれの基本方針のもと、これからの5年間に取り組むべき施策を定めました。

今後は、この基本計画を中心として、市町村、関係機関、関係団体等とも緊密に連携しながら、本県の重要課題である消費者行政を一層充実させ、より豊かな県民生活の実現を目指して取り組んでまいります。

結びに、本基本計画の策定にあたり、ご多忙中にもかかわらず精力的な御審議をいただきました群馬県消費生活問題審議会委員の皆様をはじめ、有意義な御意見をお寄せくださいました県民の皆様から感謝申し上げます。

2019年3月

群馬県知事

大澤正明

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の基本理念と目的	
第2章 消費生活をめぐる現状と課題	4
1 消費者を取り巻く環境の変化	
(1) 高齢社会の進展	
(2) 高度情報通信社会の進展	
(3) 消費生活のグローバル化	
(4) 規制緩和の進展	
(5) 取引形態の多様化	
(6) 多重債務者問題への取組	
(7) 環境問題の深刻化	
(8) 成年年齢の引下げ	
2 本県における消費者行政の状況	
第3章 消費者施策の基本方針及び講ずべき施策	13
I 消費者に消費生活情報を提供する	
II 消費者教育を推進する	
III 消費者トラブルを解消する	
IV 事業者の活動を適正化する	
V 県民とともに消費生活を考える	
第4章 関係機関、団体との連携強化	36
第5章 計画の推進体制と進行管理	37
(別表) 評価指標項目	38
資料編	
群馬県消費生活条例	40
群馬県消費生活問題審議会委員名簿	48
群馬県消費者行政推進本部設置要綱	49
群馬県消費者行政推進本部体制イメージ図	52
消費生活に係る県民意識調査(概要版)	53
県内消費生活相談窓口一覧	72

